



事務所外観

顧問先の成長が、税理士としての なによりの楽しみであり、喜び

大淵賢税理士事務所 所長
大川商工会議所税務相談所 専担税理士

大淵 賢さん

まさる

住所…大川市大字坂井31711
TEL…094418511216
FAX…094418513757

今月の夢追い人は、大淵賢税理士事務所の所長であり、大川商工会議所の税務相談所専担税理士でもある大淵賢税理士にお話を伺いました。

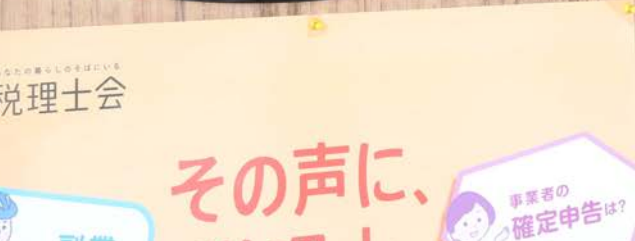
大淵賢税理士事務所は、平成27年3月に創業し8年目。現在は大淵先生の他に3名の従業員がいるとのこと。

「主に顧問先の会計帳簿作成のお手伝いと経営、税務に関するアドバイスをやりスクマネジメントを一緒になって考えること。特に、税金や借入など顧問先のお客様が負担に思う部分を税理士の目線から経営がスムーズに進む様にお手

伝いするのが主な業務です」

現在大川市内に事務所を構えられていますが、大淵先生は柳川市の出身だそうです。

「平成27年に開業をしました。現在、構えている事務所は父がツキ板販売や家具販売をしていた倉庫なんです。そのときの倉庫がずっと空いていたので、事務所として使っています。私の顧問先は主に、柳川や久留米が多く、こちらで開業しようかとも思いましたが、開業時は、一人の経営者として、経費を削減するためにこちらで開業をしました」





事務所の様子

では、大淵先生が税理士を目指すきっかけなどはあったのでしょうか。

「実は私は工業高校出身なんですよね。高校卒業後は、一般の工業系の上場企業に就職をしました。昭和50年代の終わり頃に入社しましたが、同期入社は60人ほど居て、大卒と高卒が半分ぐらいの割合でした。やっぱり大企業なので、有名大学卒の人が多く居て、

まだまだ学歴社会の中、この人達と渡り歩いていけるのだろうかという不安や他の営業職なども経験してみたいとの思いから、安定した職場でしたが1年で退職しました。それから、地元に戻ってきましたが、すぐには就職先もなく、経理の勉強をすれば次の就職に活きるかもしれないと思い、経理の専門学校に入り、2年間勉強しました。卒業の際に、一般の企業に内定はいただきましたが、しつくりと来なくて。その時に、大川の税理士事務所の求人を見ていて、税理士事務所に行けば、色々な仕事を見ることが出来る。そして、自分がやりたい仕事を見つけれられると思い、入社したのがきっかけです。特に、私は高卒だったので、税理士の受験資格を取るところから、税理士資格を取得するまでに30年かかりました。働きながらは、やはり大変でしたね」

そんな苦労の末、税理士になられた大淵先生が業務を行っていく上で気を付けていることについて伺いました。「基本として、顧問先には月に1回程度は事業所に向いて、月次監査を行います。月次監査は、毎月毎月の仮決算

をしていくイメージですね。良い悪いどちらの結果でも原因を素早く突き止めて、対策を打っていくことを心掛けています。その際、税法や制度が変更になった話や、いま進められている『適格請求書等保存方式』(以下、インボイス制度)や電子帳簿保存法などの話など、伝えなくてはならない話は必ずするようにしています。その甲斐もあって開業時の顧問先より倍以上の顧問先と現在関わっています。遠くは福岡市内や熊本、南関町や玉名市にも毎月1回は私が出向くようにしています」

令和5年10月より消費税の仕入税額控除方式としてインボイス制度が導入され、またその準備として昨年10月より登録申請受付が始まっています。そのことについても伺いました。

「中小企業に対する環境は日々変化しています。税法においても大きく変化しています。インボイス制度については、7月に会議所や久留米のホテルで、セミナーの講師を務めさせていただきましたが、まだまだ関心が低いと感じています。インボイス制度は、消費税に関する新しい制度で、

令和5年10月1日からスタートすることがすでに決まっています。インボイス制度では、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、登録後に与えられた『登録番号』を請求書や領収書などに明記することになります。登録申請は令和3年10月から受付が始まっています。

この『登録番号』が明記された請求書や領収書こそが『インボイス(適格請求書等)』です。『インボイス』は、このインボイスを発行した事業者は正しく登録されている事業者ですよ、この取引で預かった消費税は〇〇円ですよという情報を、売り手から買い手に正しく伝える役割を担っています。そして、インボイス制度で最も大きなポイントとなるのが、『登録できるのは課税事業者のみ』、『登録をした事業者は必ず消費税の申告をしなければならぬ』ということです。インボイス登録について一番悩まれるのは、現在、免税事業者である方や課税売上高が一千万円を上下している事業者だと思います。まずは、インボイス制度について理解すること。そうすることで、請求書、領収書はそのままでもいいのか、取引先に

はどのような対応をすればいいのかなど準備ができますから。登録申請をするかは事業者が決めていただくことが重要です」

顧問先のこと、そこに続くお客様個人のことを常々考えられている大淵先生。では、大淵先生の夢をお伺いしました。「令和5年10月よりインボイス制度が始まります。既に今年の1月から電子帳簿保存法は施行されています。(現在は有償期間中)このように税法は年々複雑さを増しています。その複雑さをなんとか分り易く納税者に伝えたいと思っています。また、私たちの仕事は、顧問先に説明やアドバイスをして共に成長していくことだと考えています。特に、うちの顧問先は設立から携わらせてもらっている所が多いんですよ。だからか、若い経営者の方も多いのが特徴です。その経営者の方や会社が成長していくことがなよりの楽しみであり、喜びでもあります。そのため、頑張っています。それから、現在、税理士を目指して勉強中の息子といつかは、一緒に働くことも夢の一つでもありますね」